

いわき市中小企業・小規模企業振興条例

目次

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 中小企業・小規模企業の振興に関する施策方針（第11条—第16条）

第3章 施策を推進するための措置（第17条・第18条）

附則

いわき地域は、明治以降、常磐炭田を基盤に、産炭地域として発展してきたが、昭和30年代から急速に進展したエネルギー革命により、石炭産業の斜陽化という転換期を迎えるに至った。そのような時代を背景に、新産業都市の指定とともに、昭和41年、14市町村の対等合併によりいわき市は誕生した。本市が誕生した昭和41年は、市内の炭鉱会社がまさに生き残りを賭け、観光産業への転身に踏み出した年であり、いわき市自体も産業構造の転換を図るため、厳しい道のを歩まなければならなかった。

合併後は、重要港湾小名浜港、常磐自動車道などの高速交通網や好間中核工業団地などの産業基盤の整備、積極的な工場誘致が功を奏し、石炭産業から、電気、化学産業等を中心とする製造業への転換に成功した。これにより、平成7年には製造品出荷額等が東北地方第一を誇る、東北有数の工業都市に成長し、全国の産炭地域が軒並み衰退する中、産業構造の転換により復活を遂げた稀有な地域となった。

この間、本市の大部分を占める中小企業・小規模企業は、石炭産業の斜陽化や石油ショック、金融危機といった数々の激動の波を乗り越えながら、一貫して本市のものづくり産業や経済及び雇用を支える重要な役割を担い、本市発展の原動力となってきた。

しかしながら、中小企業・小規模企業を取り巻く環境は、少子高齢化の進展及び産業構造の変化等により、日本全体で厳しさを増してきている。

さらに、本市においては、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の影響による風評被害などが、その厳しさを更に過酷なものとしている。

本市が震災前にも増して活力あるいわきを創生し、豊かな地域社会を形成するためには、中小企業・小規模企業が将来にわたって輝き続けるとともに、「企業は人なり」との考えの下、企業の財産である働く人々が、働くことに生きがいを感じ、誇りに思える環境の実現が不可欠である。そのため、本市の中小企業・小規模企業の振興に向けた基本理念等を明らかにし、施策を総合的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業が本市において果たす役割の重要性に鑑み、市の責務、中小企業・小規模企業の努力等を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の振興に関する基本的な事項を定めることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって本市経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるもので、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。（ただし、次号に規定する小規模企業を除く。）
- (2) 小規模企業 中小企業基本法第2条第5項に規定するもので、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業・小規模企業 第1号に規定する中小企業及び前号に規定する小規模企業をいう。
- (4) 中小企業団体 商工会議所、商工会その他の中小企業・小規模企業の振興を図ることを目的とする団体をいう。
- (5) 大企業 中小企業・小規模企業以外の企業で、市内において事業活動を行っている企業をいう。
- (6) 教育機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校をいう。

(7) 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業を行うもの及び信用保証協会をいう。

(8) 人財 中小企業・小規模企業にとって重要な人的財産をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業の創意工夫及び自主的な努力の下に推進されなければならない。

2 中小企業・小規模企業の振興は、市、中小企業団体、大企業、教育機関、金融機関及び市民の連携及び協力により推進されなければならない。

3 中小企業・小規模企業の振興は、国及び県との連携を図りながら、推進されなければならない。

4 中小企業・小規模企業の振興は、東日本大震災の影響による被害を克服するための不断の取組により、推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、前項の施策の実施にあたっては、中小企業・小規模企業、中小企業団体、大企業、教育機関、金融機関及び市民の連携及び協力の促進に努めなければならない。

(中小企業・小規模企業の努力)

第5条 中小企業・小規模企業は、社会経済情勢の変化に対応して、経営基盤の強化、経営の革新及び就業機会の増大などに自主的に取り組むよう努めるものとする。

2 中小企業・小規模企業は、その事業活動を通じて、本市経済の活性化及び市民生活の向上に寄与するよう努めるものとする。

3 中小企業・小規模企業は、子育て及び介護支援等に配慮した仕事と生活の調和（以下「ワーク・ライフ・バランス」という。）に取り組むよう努めるものとする。

4 中小企業・小規模企業は、多様な人財の雇用や育成を図るため、就労しやすい環境の整備に努めるものとする。

5 中小企業・小規模企業は、地域社会を構成する一員として、文化、スポーツ

及び美化活動への参加及び協力並びに災害への対応等により、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

6 中小企業・小規模企業は、学生等の勤労及び職業に対する意識の啓発に協力するよう努めるものとする。

(中小企業団体の役割)

第6条 中小企業団体は、中小企業・小規模企業の経営基盤の強化、経営の革新及び人財の育成のための支援に積極的に取り組むよう努めるものとする。

(大企業の役割)

第7条 大企業は、地域社会を構成する一員として社会的責任を自覚し、中小企業・小規模企業の育成及び支援に努めるものとする。

2 大企業は、市内の経済循環を促進するため、市内で生産、製造及び加工される製品並びに提供されるサービスの利用に努めるものとする。

(教育機関の役割)

第8条 教育機関は、地域の次世代を担う学生等に対し、教育活動を通じて、勤労及び職業に対する意識の啓発に協力するよう努めるものとする。

2 大学及び高等専門学校は、中小企業・小規模企業が行う新技術及び新商品の開発等に対する取組に協力するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第9条 金融機関は、中小企業・小規模企業の経営改善を支援するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第10条 市民は、中小企業・小規模企業の振興が本市経済の活性化、雇用の創出及び市民生活の向上に寄与することについて理解を深めるものとする。

2 市民は、市内で生産、製造及び加工される製品並びに提供されるサービスの利用等により、中小企業・小規模企業の振興に協力するよう努めるものとする。

第2章 中小企業・小規模企業の振興に関する施策方針

(施策の基本方針)

第11条 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の策定及び実施にあたっては、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 人財の確保及び育成
 - (2) 経営基盤等の強化
 - (3) 事業活動の拡大
 - (4) 創業及び事業転換等の促進
 - (5) 東日本大震災からの復興及び創生
- 2 市は、施策を効果的に実施するため、必要な調査、分析及び情報発信を行うものとする。
- 3 市は、施策の策定及び実施にあたり、小規模企業が地域の特性を生かした事業活動を行い、就業機会を提供するなど、地域における経済の安定に寄与していることから、小規模企業が事業を円滑かつ着実に運営できるよう必要な配慮をするものとする。

(人財の確保及び育成)

第12条 市は、前条第1項第1号の基本方針に基づき、次に掲げる施策その他必要な施策を実施するものとする。

- (1) 次代を担う若者が「ふるさといわき」へ誇りをもち、いわきに定着する取組を推進すること。
- (2) 女性が能力を十分に発揮することができるよう、女性に対する就業機会の提供の推進を図り、女性の活躍が促進される取組を支援すること。
- (3) 高齢者、障がい者その他の多様な人財がその能力を発揮するため、多様な働き方を提供する取組を支援すること。
- (4) 優秀な人財の確保及び定着を図るためには、職場環境の一層の改善が重要であることから、子育て及び介護支援等に配慮したワーク・ライフ・バランスに関する取組を推進すること。
- (5) 中小企業団体及び教育機関との連携及び協力の下、従業員の能力の開発及び向上並びに伝統技能をはじめとした技術及び技能の継承に関する取組を推進すること。

(経営基盤等の強化)

第13条 市は、第11条第1項第2号の基本方針に基づき、次に掲げる施策その他必要な施策を実施するものとする。

- (1) 中小企業団体が実施する経営に関する相談及び指導の充実に関する取組を

支援すること。

- (2) 金融機関との連携及び協力の下、中小企業・小規模企業における円滑な資金調達を支援すること。

(事業活動の拡大)

第14条 市は、第11条第1項第3号の基本方針に基づき、次に掲げる施策その他必要な施策を実施するものとする。

- (1) 市が行う工事の発注、物品及び役務の調達等にあたって、中小企業・小規模企業の受注の機会の増大を図るように努めること。
- (2) 中小企業団体との連携及び協力の下、中小企業・小規模企業の取引及び販路の拡大、農商工連携（中小企業・小規模企業と農林漁業者が連携して新商品の開発等を行うことをいう。）の促進並びに新たな分野への進出等に対する取組を支援すること。
- (3) 新技術及び新商品の開発に対する取組を支援すること。
- (4) 大企業と中小企業・小規模企業との間の取引及び中小企業・小規模企業相互間の取引の拡大に向けた取組を推進すること。

(創業及び事業転換等の促進)

第15条 市は、第11条第1項第4号の基本方針に基づき、社会経済情勢の変化に対応し、中小企業・小規模企業の経営の革新や地域産業の活性化を図るため、中小企業団体との連携及び協力の下、創業、第二創業（既に事業を営んでいる中小企業・小規模企業が先代から事業を引き継いだ場合において、事業の形態を転換し、又は新しい事業若しくは分野に進出することをいう。）並びに事業の転換、再生及び承継に関する取組を支援する。

(東日本大震災からの復興及び創生)

第16条 市は、第11条第1項第5号の基本方針に基づき、国及び県と連携を図りながら、次に掲げる施策その他必要な施策を実施するものとする。

- (1) 被災した中小企業・小規模企業の事業の継続及び業績の回復のため、産業基盤の整備並びに企業による施設等の復旧及び整備を促進すること。
- (2) 観光関連産業、農林水産業及び製造業等における風評被害の対策を推進すること。
- (3) 原子力発電に依存しない地域社会を目指し、再生可能エネルギー関連産業

の振興を図ること。

(4) 東日本大震災からの復興及び創生に関連する産業の集積を図ること。

第3章 施策を推進するための措置

(中小企業・小規模企業振興会議)

第17条 中小企業・小規模企業の振興に関し、次の事項について協議するため、いわき市中小企業・小規模企業振興会議（以下「振興会議」という。）を置く。

(1) 中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施状況及び方針

(2) その他市長が必要と認める事項

2 市は、振興会議の意見を参考にし、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するものとする。

3 振興会議は、委員20人以内で組織する。

4 委員は、中小企業・小規模企業の振興に関する者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。

6 前各項に定めるもののほか、振興会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(財政上の措置)

第18条 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。